とっとり人権情報誌
ふらっと
第35号
令和３年10月 発行

特集 新型コロナウイルスと人権

マスク　手洗い・うがい　手指　換気　パーティション
3密　不要不急の外出　ア　エ　ソーシャルディスタンス
ステイホーム　フィジカルデ　タンス　テレワーク　オンライン
イベント延期・中止　休校　時短要請　新しい生活様式
濃厚接触者　PCR検査　クラ　ー　緊急事態宣言　自粛
同調圧力　Go to キャ　ーン　生活困窮　自粛警察
エッセンシャルワーカー　フェイ　デマ　コロナ禍　感染拡大
コロナ差別　個人情報　NS　誹謗中傷　コロナうつ
私権制限　人流抑制　抗体カク　ル療法　ワクチン　コロナ慣れ
まん延防止　変異ウイルス　無観客　オリンピック・パラリンピック
行動制限　自宅療　医療逼迫　ロックダウン

2020年１月、国内で初めて新型コロナウイルスの感染が確認されました。この２年近く、私たちは新型コロナウイルスに関する様々な出来事を、正に「自分事」としてリアルタイムで見たり聞いたり体験したりしてきました。

今回の特集は、「コロナ差別」の実態や浮き彫りになった人権問題について振り返り、自らの意識や態度を問うと共に、社会のあり方について考える機会にしたいと思います。

鳥取県人権文化センター
人権啓発キャラクター

Uni-Voice
文字情報を音声で読み上げるための「音声コード」です。スマートフォンをお持ちの方は音声コードリーダーアプリ「Uni-Voice」(iOS／Android版)、又は「Uni-Voice Blind」(iOS版のみ）をインストールしてご利用ください。

特集 新型コロナウイルスと人権

コロナ禍で私たちの生活はどう変わった？

昨年１月以降、国内での感染が拡大するにつれ、私たちの生活様式、コミュニケーションの仕方は一変しました。マスク着用や手指消毒、店のレジや飲食店の席の間仕切り、オンラインでの会議等、最初は「特別」だったものが、今や「当たり前」の感があります。つまり、「非日常」が「日常」に変わったのです。

昨年以降、私たちは新型コロナウイルス、そしてそれを原因とした様々な事に振り回されてきました。当たり前のようにやっていた事や楽しみにしていた事ができなくなってしまったり、会いたい人に思うように会えなくなってしまったりする等、どちらかと言えば不自由、窮屈、悔しい、残念、辛いと感じる日々を過ごした人の方が多いのではないでしょうか。

あなたはどうですか？

コロナ禍で…

- 我慢したり諦めたりした事は？
- 不便に感じた事、窮屈な思いをしている事は？
- 気をつけている事や工夫している事は？
- 「こんな場合には、どう考え、どう行動すべきだろうか？」「このやり方で本当に正しいだろうか？」等、判断に迷ったり悩んだりした事は？
- これまで遅々として進まなかった事が、一気に進展したと思う事や、「こういうやり方があるのか」と可能性を感じた事は？
- 自分が我慢している事を誰かがしているのがわかった時にどう感じた？

ストレス、不安と隣り合わせの日々が…

今までどおりの生活を送れないストレスや、自分や家族が感染した時の健康被害や命を落とすかもしれないという不安や恐怖。さらには、「（感染者）第１号にはなりたくない」「感染して人に迷惑をかけるわけにはいかない」「感染したらどんな目に遭うかわからない」といった不安も、人々の心や社会に暗い影を落としました。

そして、それらの言葉が象徴するように、感染者やその家族、感染するリスクが高い（行動をしている、職業に従事している等）と見なされた人への誹謗中傷や人権侵害、差別が全国で相次ぎました。

偏見・差別の実態

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の下、2020年９月１日以降４回にわたって、「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」が開催され、同年11月、**「これまでの議論のまとめ※」**が公表されました。この「まとめ」に記載されている「偏見・差別等の実態〈主な事例〉」を引用します。

※ヒアリング等によって把握した偏見・差別の実態、及びこれに関する関係者の取組み、そこから考察できる論点、及び国や地方自治体、関係団体・NPO等が今後更なる取組みを進めるに当たって踏まえるべきポイントや提言を取りまとめたもの。

医療機関・介護施設やその従事者、家族等への差別的な言動

- 感染者が発生した医療機関・介護施設等に対する周辺地域からの誹謗中傷、暴言、苦情。
- 医療・介護従事者への誹謗中傷や兼務する別の勤務先からの出勤拒否。
- 子どもに対するいじめや一部の保育所等での登園拒否、家族に対する勤務先による出勤拒否。

学校や学校関係者等への差別的な言動

- 感染者が発生した学校に対する周辺地域からの誹謗中傷、暴言、感染した生徒を中傷する電話。
- 学生寮やクラブ活動等における大規模クラスター発生時の当該学校の学生・関係者すべてに対する中傷や来店拒否。
- 学校公式ブログの活動紹介の生徒写真がSNS上に流出し、批判と共に拡散。

勤務先に関連する差別的な言動

- 検査陽性又は感染を理由とする勤務先からの雇止め。
- 家族の検査陽性又は感染による自宅待機を理由とする有給休暇の取得等、正当な理由がある行為に対する職場からの始末書提出の指示。

インターネットやSNS上での差別的な言動

- ネット上での感染者の写真検索、いわゆる犯人捜し。
- 地方自治体が公表した地域名や行動歴から感染者本人やその家族を特定したうえでのネット上での非難や誹謗中傷。
- 感染者及び家族等の勤務先、立ち寄り先等の行動歴の情報がSNS上に拡散。

個人に関連する情報を含む詳細な報道

- 感染者の子どもの学校名の報道。
- 感染者の職業と詳細な行動歴に関する報道。
- 行動の自粛を呼びかけられていた場所へ旅行や帰省をした人や、健康観察期間中に旅行をした人の所属や国籍等に関する報道。

その他

- 不特定多数の人と接する、または県境をまたぐといった業務内容の職業に従事する者に対する偏見、誹謗中傷。
- 行動履歴や職業、国籍を理由としたデマや偏見、誹謗中傷。
- 県外在住者や県外ナンバー所有者等に対する差別的な言動、サービスの利用拒否。

あなたはどうですか?

- 不確かな情報に振り回されたり、“よかれ”と思って真偽不明の情報をSNS等で拡散したりしていませんか？
- 感染者や感染リスクが高いと“見なした”人を、世間に迷惑をかける「敵」や「悪人」だと思っていませんか？
- 「非常事態なんだ」「皆のためなんだ」と、差別する自分を正当化していませんか？

感染症対策が誰かの人権を侵害している!?

あからさまな差別だけでなく、感染拡大防止のための対策や措置が原因となって、個人の日常生活や安心・安全が脅かされるという事態も起こりました。

私たちは皆それぞれに個人的な事情や置かれている状況が異なります。健康状態や家庭環境、職種、経済状況、行動範囲、交際範囲、ライフスタイル、価値観等、人によって様々です。そのため、ある人にとっては容易にできる対策であっても、別の誰かにとっては大きな負担や生きづらさになり、日常生活や健康に支障を来すケースがあります。

事例 感染拡大、そして様々なレベルの感染症対策がどのような影響を及ぼしたか、「高齢者」をキーワードに下図を参考にしながら改めて振り返ってみましょう。

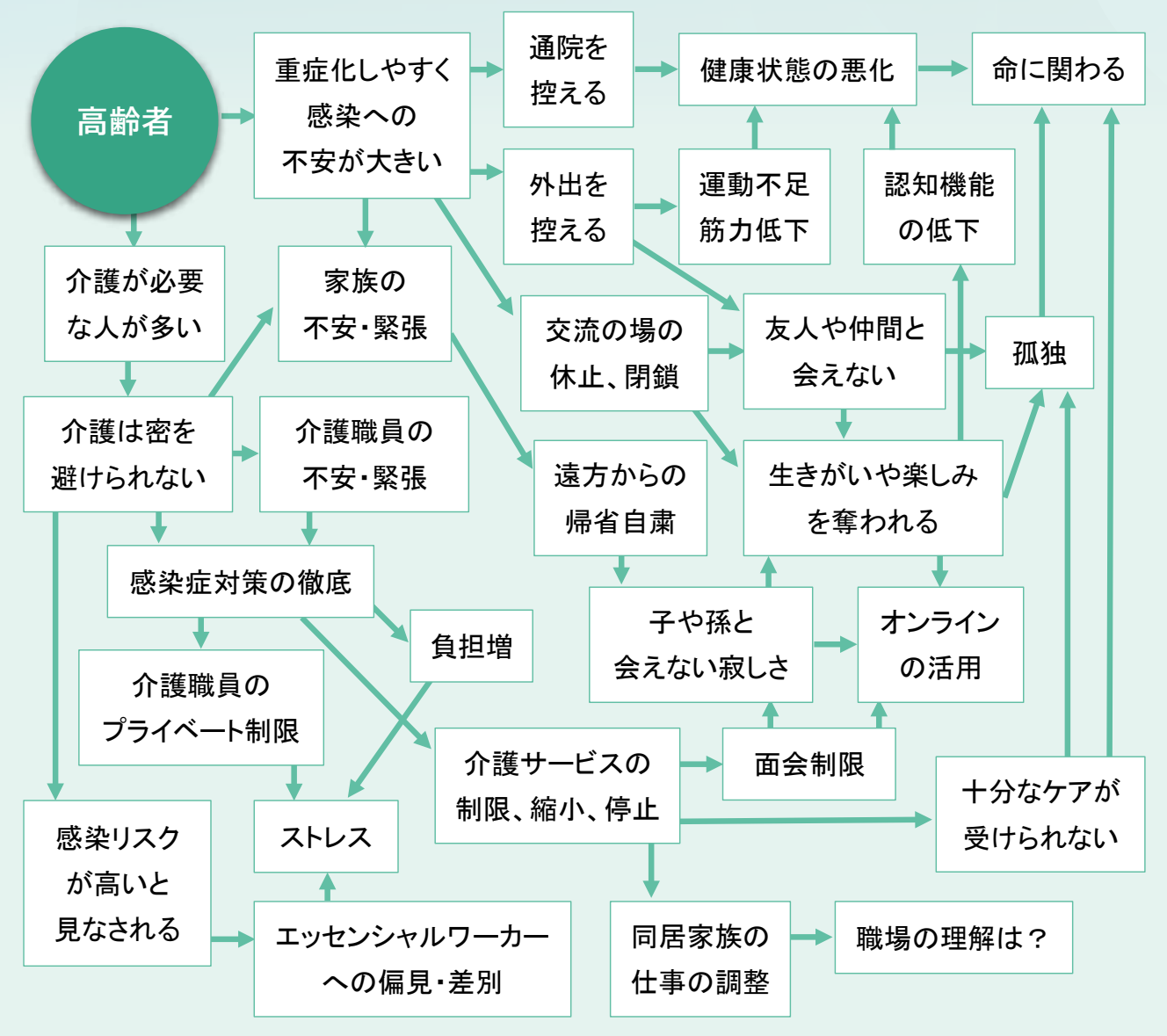

他にどのような出来事や影響が考えられるか、あなたやあなたの身近な人、報道で知り得た情報等をもとに考えてみましょう。

様々なレベルの感染症対策、その一貫として個人の自由な行動が制限されたり、各々が自粛したりする事によって、社会全体そして個人の人生に大きな影響がありました。今まで安定した暮らしを送っていたのにたちまち生活が立ち行かなくなった人や、感染拡大以前の生活も苦しかったのに、さらに厳しい状況に追い込まれた人もいます。多くの人にとって、コロナ禍による人権や人権問題は、正に「自分事」だという実感が大きいのではないでしょうか。

あなたも考えてみよう

前ページの図を参考にしながら考えてみましょう。

●３密回避、ステイホーム、不要不急の外出自粛等、人との接触を避けたり、十分な距離を確保したりする対策によって、個人や社会にどのように影響が広がっていったでしょうか。

・あなたやあなたの身近な人にはどういった影響がありましたか？

・あなたの行動が他者や社会にどのような影響を与えたと思いますか？

・報道等で知り得た情報にはどんなものがありますか？それは、あなたとどのような関係があると思いますか？

〈例〉　・飲食店の休業や時短営業による影響は？
　　・小、中学校や高校、大学の休校、オンライン授業による影響は？
　　・文化活動、エンターテインメントへの影響は？

とりわけ、社会的に弱い立場に置かれている人々は真っ先に苦境に陥りました。そこには、個人の思いやりや心がけだけでは到底解決できない人権の問題があり、新型コロナウイルスによってさらに厳しい状況に追い込まれたのです。

●前ページの図のキーワード「高齢者」を、下記の言葉に置き換えて考えてみましょう。どのような事が起こったでしょうか。どんな社会的背景が考えられるでしょうか？

〈例〉　女性、子ども、障がいのある人、外国人（外国籍の人）、
　　性的マイノリティ、非正規雇用の人、生活困窮者…etc.

真にすべての人の人権が尊重される社会を創造するために

不安や恐怖、ストレスと隣り合わせの日々が続くと、他者の事情や置かれている状況に思いを馳せるのが難しく、時に、他者を敵や悪人のように思ってしまう事があります。そして、「自分事」が「自分だけの事」「自分さえ良ければ」という考えになってしまい、利己的な行動に走ったり、自分の「正義」を振りかざして差別や人権侵害を正当化したり、感染症対策を疎かにしたりする人もいます。さらにはそのような意識や行動を容認する「空気」が世間を支配する事もあります。それらは不安や恐怖をさらに増大させ、排除や分断を煽り、結局、誰にとっても「生きづらい社会」へとつながっていくのです。

コロナ禍で浮き彫りになった様々な人権問題、その背景にある社会構造を知り、そして、この困難を乗り越えるために奮闘してきた人々の取り組みや「生き方」を多くの人とシェアしましょう。そして、真にすべての人の人権が尊重される社会とはどのような社会なのか、そのために個人や社会がどうあるべきか、今こそ真剣に考えてみませんか。

新型コロナウイルス感染症に関する差別的行為は絶対にやめましょう

感染者や関係先に対する心ない言動や、誹謗中傷、詮索などの行為はやめましょう

感染者自身のほか関係先や立ち寄り先などに対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対にやめましょう。私たちが闘う相手は「ウイルス」であって決して「人間」ではありません。地域全体で温かく包み込むように支えましょう。

ワクチン接種に関する差別的行為も絶対にやめましょう

ワクチン接種をしていない方への差別的行為は人権を侵害する行為です。
ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種をされていない方への接種の強制はしないようにしましょう。

人権相談窓口（7ページ参照）では新型コロナウイルス感染症やワクチン接種に関する人権相談も受け付けています。一人で悩まずに、お気軽にご相談ください。

シトラスリボンプロジェクトについて

本県はシトラスリボンプロジェクトに賛同し、差別なく誰もが安心して暮らすことができる地域を願い、県職員が率先してリボンを着用しています。

シトラスリボンプロジェクトとは新型コロナウイルス感染者への誹謗中傷に心を痛めた愛媛県の市民グループの呼びかけから始まった運動です。本県でも、鳥取市豊実地区公民館で「和風クラブボランティア」の皆様が運動に取り組んでおられ、県内各地にこの運動の輪が広がっています。そこで、豊実人権啓発推進協議会の加藤修氏にお話を伺いました。

Q どのような想いで運動を始められたのでしょうか。

A きっかけは新聞でシトラスリボンプロジェクトを知ったことです。
コロナの誹謗中傷の根絶や、医療従事者への感謝の気持ちを示そうということで始めました。地域でのコミュニケーションのきっかけにもなっています。
いくつ作成するなどは決めておらず、楽しく作成しています。

豊実人権啓発推進協議会会長　加藤氏

リボン作成の様子

Q 県内でも共感の輪がひろがっていますが、いかがでしょう。

A やはり、賛同し、着用してくださる方を見ると嬉しく思います。それがボランティア活動の励みにもなります。ただ、着用するだけではなく、誹謗中傷があってはならないということについて考えるきっかけとして欲しいと思います。

Q 最後にメッセージをお願いします。

A リボンの作り方はすぐに覚えられるので、誹謗中傷、差別がなく誰もが安心して暮らすことのできる地域、そして新型コロナウイルス感染症の早期終息を願い、皆さんも作ってみませんか？

ボランティアの皆様

リボンはすべて手作りで、ボランティアの皆様の願いが込められている。

Citrus Ribbon PROJECT
(https://citrus-ribbon.com/)

差別のない人権尊重の社会を実現しましょう

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の改正について

インターネットやSNSの発達、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、人権に関する問題が複雑化、多様化している状況を踏まえて、差別のない人権が尊重される社会づくりを一層推進するために平成８年に全国に先駆けて制定した「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正しました。（令和３年４月１日施行）

（目的）

第１条　この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題（以下「人権問題」という。）への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

（差別のない社会づくりの推進）

第７条　何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第１条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。）をしてはならない。

（１）誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
（２）いじめ又は虐待
（３）プライバシーの侵害
（４）不当な差別的取扱い

２　県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。

３　県は、差別行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。

４　県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

人権に関するお悩みの相談窓口について

人権に関することでお悩みの方の相談をお聴きし、関係機関とも連携して支援します。

〈人権相談窓口〉

【東部】県庁人権局 （鳥取市東町一丁目220）	**（電話）0857-26-7677** （ファクシミリ）0857-26-8138
【中部】中部総合事務所県民福祉局 （倉吉市東厳城町２）	**（電話）0858-23-3270** （ファクシミリ）0858-23-3425
【西部】西部総合事務所県民福祉局 （米子市糀町一丁目160）	**（電話）0859-31-9649** （ファクシミリ）0859-31-9639

受付時間　月曜日～金曜日　午前８時30分～午後５時（祝日・12/29～１/３を除く）

〈相談方法〉

◆**電話相談**　電話で相談員が対応します。
◆**面接相談**　予約制です。事前に電話かファクシミリでご連絡ください。
◆**ファクシミリ申込**　ファクシミリは相談申込の受付専用です。相談申込み受付後は個別に対応します。
◆**電子メール相談**　jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp

※電子メールでの相談の場合、相談を受けてからお答えするまで多少日数を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。（24時間受付）

問合せ先　鳥取県総務部人権局人権・同和対策課
TEL　0857-26-7590　　FAX　0857-26-8138

ふらっと おすすめDVD

コロナ差別　（上映時間：26分）

私たち一人ひとりができること

「コロナ差別」の特徴や、偏見や差別がなぜ生まれるのか、そしてどのように向き合っていけば良いのかを学べる、ドラマ形式の人権啓発教材です。

ハラスメント　（上映時間：26分）

ハラスメント・しない、させないための双方向コミュニケーション

ハラスメント防止のためには、自分の中にある思い込みや偏見を自覚する事、そして、お互いの思いの“ズレ”を修正する双方向のコミュニケーションが重要です。

＼送料無料／

往復宅配サービスをご利用ください

ふらっとでは本やDVDの
往復宅配サービスをしています。

予約・貸出　電話、ファクシミリ、メールのいずれかで予約してください。返却用の送り状と共に宅配便でお届けします。
ふらっとのホームページから本やDVDの検索ができます。

返却　同封の送り状（ゆうパック）に必要事項を記入し、郵便局またはローソンから返却してください。

● 本・DVDの貸出冊数、期間

	本		DVD	
個人	10冊	2週間	2本	2週間
団体	50冊	4週間		

● フリードリンクでほっと一息

ふらっと交流スペースにはフリードリンクコーナーがあります。コーヒーや煎茶などをご用意しています。お好みの一杯を飲みながら、ゆっくりとお過ごしください。

● 駐車場について

ふれあい会館駐車場が満車の場合は、日本海新聞本社ビル駐車場をご利用ください。利用時間に応じて駐車場の無料サービス券をお渡しします。必ず駐車券をご提示ください。

ふらっと交流スペース

【開館時間】９時～17時
【休 館 日】祝日、年末年始、
県民ふれあい会館の休館日
（R４年１月16日（日））
【TEL】0857-27-2010　【FAX】0857-21-1714
【E-mail】furatto@tottori-jinken.org

今後の情報誌作成の参考とさせていただくため、本誌に関するご意見・ご感想をお寄せください。

とっとり人権情報誌

発行
公益社団法人鳥取県人権文化センター
〒680-0846 鳥取市扇町21 鳥取県立生涯学習センター２階
【TEL】0857-21-1712　【人権相談専用TEL】0857-21-1713
【FAX】0857-21-1714　【E-mail】t-jinken@tottori-jinken.org
【ＨＰ】https://tottori-jinken.org